

令和8年3月
志 免 町

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

志免町が発注する建設工事の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを次のとおりとする。

1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

公共性のある工作物等に関する重要な建設工事の場合は、工事現場ごとに技術者を専任で置くことが求められているが、建設業法第26条第3項ただし書において、兼務の特例が設けられており、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）に基づき、適正に技術者を設置するものとする。

2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

(1)主任技術者

ア 建設工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる建設工事又は施工にあたり相互に調整を要する建設工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する建設工事について、資材の調達を一括で行う場合や建設工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

イ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。

ウ 同一の建設業者が施工する場合であること。

エ 一の主任技術者が管理することができる建設工事の数は、原則2件とする。

(2)監理技術者（専任特例1号）

ア 各建設工事の請負代金額が、1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。

イ 工事現場間の移動時間（片道）が、通常の移動手段で概ね2時間以内であること。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

エ 各建設工事に連絡員を置いていること。連絡員は複数工事で兼務可。

オ 情報通信技術により遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

カ 次の事項を記載した人員配置計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。

- ① 当該建設業者の名称及び所在地
- ② 監理技術者の氏名

③ 監理技術者の一日当たりの労働時間のうち、労働基準法第 32 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

④ 各工事に係る次の事項

- ・ 当該工事の名称及び工事現場の所在地
- ・ 当該工事の内容（工種）
- ・ 当該工事の請負代金額
- ・ 工事現場間の移動時間
- ・ 下請次数
- ・ 連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（実務経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
- ・ 施工体制を把握するための情報通信技術
- ・ 現場状況を把握するための情報通信機器

キ 監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置されており、かつ、利用可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する建設工事の数は、2 件を超えないこと。

(3)監理技術者（専任特例 2 号）

ア 各建設工事に監理技術者補佐を専任で置くこと。

監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、②に限る。

① 当該工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補など）

② 当該工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者

イ 兼務する建設工事の数は、2 件を超えないこと。

ウ 監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡がとれる体制であること。

3 技術者の兼務に関する手続き等

(1)主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上となり、主任技術者が他の建設工事と兼務する場合。

(2)監理技術者兼務届の提出が必要な場合

下請契約の請負代金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となり、監理技術者が他の建設工事と兼務する場合

(3)主任技術者又は監理技術者兼務届の提出時期

志免町が発注した建設工事において、専任を要する技術者が既に受注している他の建設工事の技術者と兼務する場合は、工事の契約締結前までに、「主任技術者兼務届（様式

1)、「専任特例1号 監理技術者兼務届(様式2)」又は「専任特例2号 監理技術者兼務届(様式3)」のいずれかを提出すること。

なお、既に契約している志免町以外の発注機関の建設工事と兼務する場合は、当該発注機関の承認を受けてから兼務届を提出すること。

4 適用時期

令和8年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。